子宮頸がん予防ワクチン（ＨＰＶワクチン）定期接種の説明書

（１）病気の説明

ヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）は、ヒトにとって特殊なウイルスではなく、多くの人が感染し、子宮頸がんおよびその前がん病変をはじめ、外陰や膣に発症する上皮内腫瘍、尖圭コンジローマを発症します。100 種類以上の遺伝子型があるＨＰＶの中で、子宮頸がんの約 50～70％は、HPV16、18 型感染が原因とされています。ＨＰＶに感染しても、多くの場合ウイルスは自然に検出されなくなりますが、一部が数年～十数年間かけて前がん病変の状態を経て子宮頸がんを発症します。子宮頸がんは国内では年間約 10,000 人が発症し、年間約 2,700 人が死亡すると推計されています。ワクチンでＨＰＶ感染を防ぐとともに、子宮頸がん検診によって前がん病変を早期発見し早期に治療することで、子宮頸がんの発症や死亡の減少が期待できます。

（２）組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン、２価（サーバリックス）・４価（ガーダシル）・９価（シルガード９）（不活化ワクチン）

現在国内で定期接種として接種できる子宮頸がん予防ワクチンは、国内外で子宮頸がん患者から最も多く検出される HPV16 型及び 18 型に対する抗原を含んでいる２価ワクチン（サーバリックス）と、尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因ともなる 6 型 11 型も加えられた４価ワクチン（ガーダシル）があります。これに加え、新たに 31・33・45・52・58 型のあわせて９つのＨＰＶを予防する９価ワクチン（シルガード９）が令和５年４月１日から定期接種となります。ＨＰＶ未感染者を対象とした海外の報告では、感染及び前がん病変の予防効果に関して、いずれも高い有効性が示されており、初回性交渉前の年齢層に接種することが各国において推奨されています。

副反応としては、注射部位の疼痛（83～99％）、発赤（30～88％）及び腫脹などの局所反応と、軽度の発熱（５～６％）、倦怠感などの全身反応がありますが、その多くは一過性で回復をしています。

医療機関から副反応の疑い例（有害事象）として報告されたうちの重篤症例（報告者が重篤と判断するもの）の発生頻度は、サーバリックスは 0.0079％、ガーダシルは 0.0088％です。

ワクチン接種を受けた場合でも、免疫が不十分である場合や、ワクチンに含まれている型以外の型による子宮頸がんの可能性はあり得るので、定期的に子宮頸がん検診を受けることが大切です。

① ２価ワクチン（サーバリックス）を接種する場合、標準的には、１月の間隔をおいて２回行った後、１回目の注射から６月の間隔をおいて１回行います。ただし、当該方法をとることができない場合は、１月以上の間隔をおいて２回行った後、１回目の注射から５月以上、かつ２回目の注射から２月半以上の間隔をおいて１回行います。

② ４価ワクチン（ガーダシル）を接種する場合、標準的には、２月の間隔をおいて２回行った後、１回目の注射から６月の間隔をおいて１回行います。ただし、当該方法をとることができない場合は、１月以上の間隔をおいて２回行った後、２回目の注射から３月以上の間隔をおいて１回行います。

③ ９価ワクチン（シルガード９）については、１回目を 15 歳未満で接種する場合、標準的な接種方法として、６月の間隔をおいて２回行います。また、１回目を 15 歳以上で接種する場合、標準的な接種方法として、２月の間隔をおいて２回行った後、１回目の注射から６月の間隔をおいて１回行います。ただし、当該方法をとることができない場合は、１月以上の間隔をおいて２回行った後、２回目の注射から３月以上の間隔をおいて１回行います。

④ 同じ種類のＨＰＶワクチンで接種を完了することを原則としますが、すでに２価ワクチン（サーバリックス）または４価ワクチン（ガーダシル）を１回から２回接種した者が残りの接種を行う場合、適切な情報提供に基づき、医師と被接種者がよく相談したうえで、９価ワクチン（シルガード９）

を使用できます。

⑤ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に、血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後 30 分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があります。

（３）接種時期

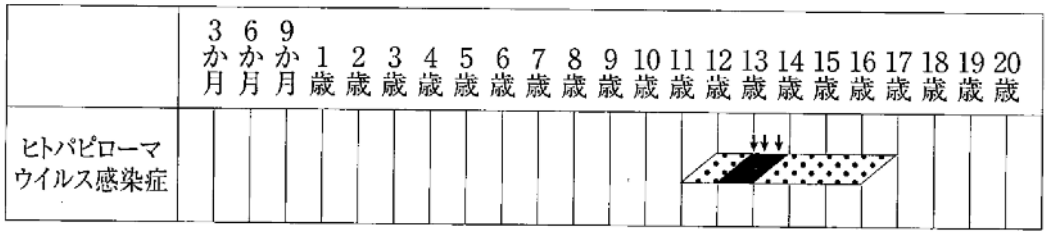

（４）これまでの経緯と積極的な勧奨について

平成 25 年６月 14 日より副反応との関係が否定できず積極的な勧奨を差し控えていましたが、令和３年 11 月 26 日に厚生労働省から通知があり、安全性が確認されたため勧奨を再開することになりました。厚生労働省のホームページに詳しく掲載されています。

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/)

予防接種を受ける前の注意事項

予防接種は、体調のよいときに受けるのが原則です。日頃から保護者の方はお子さんの体質、体調など健康状態によく気を配ってください。そして気にかかることがあれば、あらかじめかかりつけ医等に相談の上、予防接種を受けるかどうか判断してください。

また、お子さんが以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

① 明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）をしている場合

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合

③ その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことがある場合

④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

予防接種を受けた後の注意事項

① 予防接種を受けた後 30 分程度は、医療機関（施設）でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。

② 接種後、１週間は副反応の出現に注意しましょう。

③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、注射部位をこすることはやめましょう。

④ 当日は、はげしい運動は避けましょう。

⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、下記問合せ先へご相談ください。

＜問合せ先＞

こども家庭課	山目字前田 13-1	（一関保健ｾﾝﾀｰ）	21-5409	担当：一関・花泉地域
東部健康推進室	千厩町千厩字北方 174	（千厩支所内）	53-3952	担当：千厩・室根・川崎・藤沢
北部健康推進室	大東町大原字川内 41-2	（大東支所内）	72-4087	担当：大東・東山

（参考）新型コロナワクチンは、前後に季節性インフルエンザ以外の予防接種を行う場合、13 日以上の間隔をおく必要があります。